

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日には、  
当該日は休きがと日)

## 目 次

### ◇規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (職員課)

#### 公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

#### 一 法令の新設に伴う規定の整備

次の法令に基づく知事の権限に属する事務に係る事務処理権限を定めることとした。

- (一) 鳥取県福祉のまちづくり条例 (福祉保健課)
- (二) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例 (商政課)
- (三) 林業労働力の確保に関する法律 (林務課)
- (四) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (々)
- (五) 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例 (港湾課)
- 二 法令の改正等に伴う規定の整備
- 1 地方税法及び鳥取県税条例に基づく知事の権限のうち、税関長への書類の

閲覧等の請求等に関する事務を課長専決事項とすることとした。

2 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限のうち、金銭保証人の要求等に関する事務を削除することとした。

3 母子保健法に基づく知事の権限のうち、保健所長に委任されている新生児の訪問指導等に関する事務を削除し、未熟児の訪問指導を行う際の市町村への通知に関する事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

4 大気汚染防止法に基づく知事の権限のうち、特定粉じん等排出作業を伴う建設工事の届出の受理等に関する事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

5 水質汚濁防止法に基づく知事の権限のうち、汚染された地下水の浄化の命令等に関する事務を部長専決事項とすることとした。

6 自然公園法施行令に基づく知事の権限のうち、国定公園に関する公園事業の施設の工事の着手の期間及び完了期日の指定等の事務を削除することとした。

7 鳥取県立自然公園条例施行規則に基づく知事の権限のうち、自然公園に関する公園事業の施設の工事の着手の期間及び完了期日の指定等の事務を削除することとした。

8 訪問販売等に関する法律に基づく知事の権限のうち、訪問販売業者に対する調査及び措置の実施に関する事務を部長専決事項とすることとした。

9 理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関する知事の権限のうち、營業資格の継承等に関する事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

10 高圧ガス保安法及び高压ガス保安法施行令に基づく知事の権限のうち、高压ガス製造事業者等に対する危害予防等の命令等に関する事務を部長専決事項とすることとした。

11 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令に基づく知事の権限のうち、液化石油ガス販売事業の開始の登録等に関する事務を課長専決事項とするこ

12 鳥取県立農業大学校管理規則に基づく知事の権限のうち、研修を受けることとする。

とした。

- 14 13 12 鳥取県立農業大学校管理規則に基づく知事の権限のうち、研修を受けることができる者の決定等に関する事務を農業大学校長の委任決裁事項とするとした。

森林病害虫等防除法に基づく知事の権限のうち、樹木の伐採の命令等に関する事務を地方農林振興局長の委任決裁事項とすることとした。

松くい虫被害対策特別措置法の廃止に伴う所要の改正をすることとした。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年四月一日

鳥取県規則第三十一号

## 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「能率推進室」を「行政体制整備室、人権施策推進室」に改め、「林業専門技術員室」の下に「全国育樹祭準備室」を加え、「高速国道対策室」を「高速道路推進室」に改める。

別表第一 稅務課の項第一号中

10 同法第72条の54第4項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係る事業税の課税標準とすべき所得の総額についての自治大臣への決定の要求 ○

七

10 同法第2条の54第4項の規定による二以上  
の道府県において事務所又は事業所を設け  
て事業を行う個人に係る事業税の課税標準と  
すべき所得の総額についてこの自治大臣

への決定の要求  
10の2 同法第72条の112第2項の規定による書類の閲覧又は記録することの請求  
10の3 同法第72条の112第3項の規定による資料又は情報の提供等

回ぬふやめへりとべ。

20 同法附則第9条の13第2号の規定による書類の閲覧又は記録することの請求  
21 同法附則第9条の13第3項の規定による資料又は情報の提供等

回表紙「税務課の印鑑」印

「4 同条例第23条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長」

「4 同条例第23条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長」

「4 同条例第60条の14の規定による報告の受理」

「4の3 同条例第60条の15第2項の規定による通知の受理」

回ぬふやめへりとべ。

9 同条例附則第18条の5の規定による報告の受理

10 同条例附則第18条の6の規定による通知の受理

に沿ふ、  
や

回表紙「市町村振興課の印鑑」印及び回表紙「税務課の印鑑」印

十九 公有地の拡大の増進に関する法律(昭和47年法律第66号)  
に基づく知事の権限に属する事務

1 同法第10条第2項の規定による市町村の土地開発公社の設立の認可  
2 同法第14条第2項の規定による市町村の土地開発公社の定款の変更の認可

3 同法第19条第2項の規定による市町村の土地開発公社の業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事業所への立入検査  
4 同法第19条第5項の規定による市町村の土地開発公社の業務に関する命令その他必要な措置の要求  
5 同法第22条第1項の規定による市町村の土地開発公社の解散の認可

回表紙「税務課の印鑑」印及び回表紙「税務課の印鑑」印

一 空港維持管理工事(鳥取空港の維持管理に係る土木工事をいう。以下(一)及び(二)において同じ。)に係る工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの

(一) 請負対象設計金額が500万円以上1,000万円未満の工事に係るもの

(二) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

1 空港維持管理工事の執行の決定  
(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの  
(二) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

2 空港維持管理工事に係る起工の決定  
(一) 工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの

3 空港維持管理事務所長(鳥取空港管理事務所長)

に係る工事費が1,000万円未満の工事に係るもの

10 同条例附則第18条の6の規定による通知の受理



年11月島 取県規則 第66号) に基づく 知事の権 限に属す る事務	2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び 第23条において準用する場合を含む。）の 規定による予定価格の決定（工事費が1,00 0万円以上7,000万円未満の電気設備工事及 び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
3 同規則第15条（同規則第20条において準 用する場合を含む。）の規定による最低制 限価格の決定（工事費が1,000万円以上7,0 0万円未満の電気設備工事及び1,000万円 未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長	○
4 同規則第19条第1項の規定による人札參 加者の指名（請負対象設計金額が1,000万 円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1, 000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長	○
5 同規則第21条第1項の規定による見積書 の提出者の決定（請負対象設計金額が1,00 0万円以上7,000万円未満の電気設備工事及 び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長	○
6 同規則第22条の規定による請負契約の相 手方の決定（請負対象設計金額が1,000万 円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1, 000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長	○
7 同規則第26条ただし書の規定による権利 義務の譲渡等の承認（請負対象設計金額が 1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工 事及び1,000万円未満の工事に係るものに 限る。）	○	
8 同規則第27条ただし書の規定による工事 の一括下請等の承認（請負対象設計金額が 1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工	○	

事及び1,000万円未満の工事に係るものに 限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
9 同規則第28条の規定による下請者等に関 する報告（請負対象設計金額が1,000万円 以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,0 0万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
10 同規則第30条第1項の規定による工事の 監督の委託（工事費（請負契約の締結後に 工事費を変更した場合にあっては、当初の 工事費。以下二において同じ。）が1,000万 円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1, 000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
11 同規則第30条第1項の規定による工事の 監督の命令（請負対象設計金額が1,000万 円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1, 000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
12 同規則第33条第1項及び第2項の規定に よる措置の要求（請負対象設計金額が1,00 0万円以上7,000万円未満の電気設備工事及 び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39 条第4項及び第5項、第40条後段並びに第 40条の2第3項の規定による工期等の変更 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の 電気設備工事及び1,000万円未満の工事に 係るものに限る。)	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長
(一) 請負代金の額の変更 (二) 工期の変更	<input type="radio"/> 鳥取空港 管理事務 所長

14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項 (同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
15 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長
16 同規則第40条前段の規定による工事内容の変更等 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長
17 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長
18 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長
19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
20 同規則第42条第2項の規定による工期の短縮の要求 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の額の変更及び必要な費用の負担の決定 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
22 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
23 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
24 同規則第48条第2項の規定による天災その他不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長
25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○
26 同規則第59条第2項 (同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長
27 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 (請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)	○ 鳥取空港 管理事務所長

1,000万円未満の工事に係るものに限る。)		
28 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○ 鳥取空港 管理事務 所長	
29 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○ 鳥取空港 管理事務 所長	
30 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○ 鳥取空港 管理事務 所長	
31 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○	
32 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○	
33 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○ 鳥取空港 管理事務 所長	

別表第一 交通政策課の項の次に女性青少年課の項として次のように加える。

女性青 少年課	一 鳥取県 青少年健 全育成条 例 (昭和 55年12月 例第34号)	1 同条例第8条の規定による優良 図書等の推奨	○		
	2 同条例第13条第1項及び第2項 の規定による有害図書類の指定及 びその旨の告示	○			
	3 同条例第17条第4項の規定によ る有害図書類の除去等の命令	○			
	4 同条例第17条の5第3項の規定 による措置を講ずることの指示	○			
	5 同条例第17条の6第4項の規定 による営業広告物の除去等の指示	○			
	6 同条例第17条の7第1項及び第 2項の規定によるテレホンクラブ 等の営業の停止又は廃止の命令	○			
	7 同条例第17条の11第3項の規定 による利用カードの除去等の命令	○			
	8 同条例第22条第1項の規定によ る資料の提出の要求及び書店、テ レホンクラブ等営業所等への立入 調査等	○			
	9 同条例第22条第2項の規定によ るテレホンクラブ等営業所等への 立入調査等	○			

別表第一福祉保健課の項に次の一号を加える。

		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○鳥取土木事務所長 ○倉吉土木事務所長 ○土木事務所長
十 福祉のまちづくり条例(平成8年6月鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (4) 路外駐車場に係るもの (5) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (6) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (7) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (8) 路外駐車場に係るもの	○鳥取土木事務所長 ○米子土木事務所長 ○土木事務所長
1 同条例第15条第2項の規定による適合証の交付	○		
2 同条例第16条の規定による届出の受理		(一) 建築物に係るもの(鳥取市、米子市及び境港市の区域に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。)	
3 同条例第17条の規定による指導及び助言		(一) 建築物に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの(市部の区域に係るものと除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。)	○鳥取土木事務所長 ○倉吉土木事務所長 ○土木事務所長
4 同条例第18条の規定による工事の完了の届出の受理		(一) 建築物に係るもの	○鳥取土木事務所長 ○倉吉土木事務所長
5 同条例第19条の規定による立入調査		(一) 建築物に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (4) 路外駐車場に係るもの	○鳥取土木事務所長 ○倉吉土木事務所長 ○米子土木事務所長 ○土木事務所長
6 同条例第20条第1項の規定による届出を行うことの勧告	○		
7 同条例第20条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告	○		
8 同条例第21条の規定による勧告に従わない旨の公表	○		
9 同条例第24条第1項の規定による通知の受理		(一) 建築物に係るもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○鳥取土木事務所長 ○倉吉土木事務所長

(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/> 米子土木事務所長	○ 保健所長
(二) 路外駐車場に係るもの	<input type="radio"/> 土木事務所長	
(三) 道路、公園に係るもの	<input type="radio"/> 健康福祉センター所長	
10 同条例第24条第2項の規定による要請		
(一) 建築物に係るもの	<input type="radio"/> 鳥取土木事務所長	
(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/> 倉吉土木事務所長	
(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/> 倉吉土木事務所長	
(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/> 米子土木事務所長	
(二) 路外駐車場に係るもの	<input type="radio"/> 土木事務所長	
(三) 道路、公園に係るもの	<input type="radio"/> 健康福祉センター所長	

別表第1|既往家庭歴の項中第9項を置き、第10項を第9項へ、第11項を第10項へ、第12項を第11項へ、第13項を第12項へ、第14項を第13項へ、第15項を第14項へ。

別表第1|健常女策課の原案回函にておどり置き、ゆめこし。

9 同法第19条の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施	<input type="radio"/> ○ 保健所長
2 同法第19条第1項の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施	

3 同法第19条第3項の規定による訪問指導	<input type="radio"/>	○ 保健所長
を行ふ旨の通知		
10 同法第19条第3項の規定による訪問指導	<input type="radio"/>	○ 保健所長
を行ふ旨の通知		
16 同法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改善等の命令	<input type="radio"/> ○ 保健所長	
17 同法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改善等の命令	<input type="radio"/> ○ 保健所長	
18 同法第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出	<input type="radio"/> ○ 保健所長	
19 同法第18条の16の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令	<input type="radio"/> ○ 保健所長	
20 同法第18条の18の規定による特定粉じん排出等作業についての作業基準に従うこと等の命令	<input type="radio"/> ○ 保健所長	

別表第1|既往家庭歴の項中第9項を置き、第10項を第9項へ、第11項を第10項へ、第12項を第11項へ、第13項を第12項へ、第14項を第13項へ、第15項を第14項へ。

別表第1|健常女策課の原案回函にておどり置き、ゆめこし。

9 同法第17条の規定による事故の情報の通報の受理	<input type="radio"/> ○ 保健所長
30 同法附則第10項の規定による指定物質の排出等の抑制の勧告	<input type="radio"/> ○ 保健所長

平成9年4月1日 火曜日

31 同法附則第11項の規定による指定物質排出施設の状況等の報告の要求	○ 保健所長 回印付
10 同法第14条の2 第2項の規定による応急措置の命令	○ 保健所長 回印付
10 同法第14条の2 第3項の規定による応急措置の命令	○ 保健所長 回印付
10の2 同法第14条の3 第1項又は第2項の規定による地下水の水質の浄化措置命令	○ 保健所長 回印付
7 同法第18条の2 第2項の規定による調査及び適切な措置の実施	○ 保健所長 回印付
14の2 同法第11条の3 第2項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受理	○ 保健所長 回印付

第14条の7  
114条の7 第5  
条の8 第5  
52項」  
事の着手の  
始々、「及  
事」に始々、

別表第「県民生活課の政令」十号中「第11条の3」及「第11条の4」  
第二十四号中「14」の次に次のとくに加える。  
14の2 同法第12条の2の規定による美容所  
の開設者の地位の承継の届出の受理 ○保健所長

別表第一「消防防災器具の規則」(中)「高圧ガス取締法」や「高圧ガス保安法」に規定する、同法第20条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査	○	○	○	○	○
9 同法第20条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査	○	○	○	○	○
10 同法第20条の5第2項の規定による改善の勧告又は同条第3項の規定による公表	○	○	○	○	○

12 同法第22条第2項の規定による高圧ガス等の検査	○						
13 同法第22条第3項の規定による輸入高圧ガス等の廃棄その他必要な措置の命令	○						
16 むさへる、こゝれど、							
18 同法第26条第4項の規定による危害防止予防規程の変更の命令	○						
15 同法第26条第2項の規定による危害防止予防規程の変更の命令	○						
16 同法第26条第4項の規定による危害予防規程を遵守すべきこと等の命令又は勧告	○						
匡印の及ぶる事「販売主任者免状」や「販売主任者免状等」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者試験」や「販売主任者等試験」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者免状等」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者等試験」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者免状等」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者等試験」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者免状等」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者等試験」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者免状等」に沿う、匡印の及ぶる事「販売主任者等試験」に沿う、							
26 同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置	○						
24 同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置	○						
25 同法第49条の30及び第49条の35の規定による災害の拡大の防止のための措置の命令	○						
26 同法第58条の14の規定による指定試験機関に対する必要な措置の命令等	○						

匡印紙十一川印母「高圧ガス取締法施行令」や「高圧ガス保安法施行令」は、「第6条第1項」や「第18条第3項」は、「高圧ガス取締法」や「高圧ガス保安法」は沿う、匡印母「第41条第3項」や「第41条第2項」は、「製造のための設備の修理等」や「技術上の基準に従って製造すべきこと」は沿う、匡印母「及び容器検査を受けずして譲渡等をすることができる容器の許可」や「第48条第3項」や「第48条第5項」は沿う、匡印紙十川印母がもやへりおる。

十四 液化石油ガス保安の確保及び取りの適正化に関する法律	1 同法第3条の2第1項の規定による液化石油ガス販売事業の登録及び同条第2項の規定による通知	○					
2 同法第13条第2項の規定による災害の発生の防止に關し必要な措置等の命令	○						
3 同法第14条第2項の規定による書面の交付又は再交付の命令	○						
(昭和42年法律第149号)	4 同法第16条第3項の規定による販売施設の修理等の命令	○					
に基づく	5 同法第16条の2第2項の規定による供給設備の修理等の命令	○					
知事の権限に属する事務	6 同法第22条の規定による業務主任者等の解任の命令	○					
7 同法第25条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し	○						
8 同法第26条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令	○						
9 同法第29条第1項の規定による保安機関の認定	○						
10 同法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新	○						

11 同法第33条第1項の規定による一般消費 者等の数の増加の認可	○			
12 同法第34条第3項の規定による保安業務 の実施等の命令	○			
13 同法第35条第1項の規定による保安業務 規程の認可及び変更の認可	○			
14 同法第35条第3項の規定による保安業務 規程の変更の命令	○			
15 同法第35条の2の規定による認定の基準 に適合するための措置の命令	○			
16 同法第35条の3の規定による認定保安機 関の認定の取消し	○			
17 同法第35条の5の規定による消費設備の 修理等の命令	○			
18 同法第35条の6第1項の規定による液化 石油ガス販売事業者の認定	○			
19 同法第35条の10第1項の規定による認定 液化石油ガス販売事業者の認定の取消し	○			
20 同法第35条の10第2項の規定による認定 液化石油ガス販売事業者の認定の取消し	○			
21 同法第36条第1項の規定による貯蔵施設 等の設置の許可	○			
22 同法第37条の2第1項の規定による貯蔵 施設等の変更の許可	○			
23 同法第37条の3第1項の規定による貯蔵 施設等の完成検査	○			
24 同法第37条の4第1項の規定による充て ん設備の許可	○			

25 同法第37条の4第3項の規定による充て ん設備の変更の許可	○			
26 同法第37条の4第4項の規定による充て ん設備の完成検査	○			
27 同法第37条の5第3項の規定による充て ん設備の修理等の命令	○			
28 同法第37条の6第1項の規定による充て ん設備の保安検査	○			
29 同法第37条の7第1項の規定による貯蔵 施設等の許可の取消し又は使用の停止の命 令	○			
30 同法第38条の4第1項の規定による液化 石油ガス設備士免状の交付	○			
31 同法第38条の4第4項の規定による液化 石油ガス設備士免状の返納の命令	○			
32 同法第38条の5の規定による液化石油ガ ス設備士試験の実施	○			
33 同法第82条第1項又は第2項の規定によ る業務等に関する報告の徴収	○			
34 同法第83条第3項又は第4項の規定によ る事務所等への立入検査の実施	○			
<small>同様に「海防防災隊の隊員十人以下」「第10条第2項及び第3項」「第13条第2項」 「海上保安官又は海事監視官」「同様に「第10条第2項及び第7項」「第13条 第7項及び第8項」「海上保安官」「海上保安官」「海上保安官」「同様に「第13条 第1項又は第2項」」 ○   呼び出され。</small>				
十四 鳥取県立産業体育館の設置及び	1 同条例第3条の規定による利用の許可 2 同条例第4条第2項の規定による入館の 拒否及び退去の命令	○		

3 同条例第5条の規定による必要な措置の する条例	<input type="radio"/>			
命 令 及 び 必 要 な 指 示				
(平成9年3月鳥取県条例第2号)				
同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	<input type="radio"/>			
同条例第8条の規定による利用料の減免	<input type="radio"/>			
に基づく知事の権限に属する事務				
別表第1「農林水産省共済の原継」[http://www.maff.go.jp/jinken/kyouzai/kyouzai/kyouzai.html]を参照して、以下の趣意上記				
14 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

	(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上 1 億円未満の工事に係るもの	○	○
(四)	請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○
14	同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項（同規則第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定	○	○
(一)	請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）	○	○

	(二) 請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三及び四)において同じ。 が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○ 地方農林振興局長
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○	○
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○	○
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	

回中<sup>15</sup>壬「第39条第3項」や「第39条第4項」に沿る、回中<sup>16</sup>壬「第40条第1項前段」や「第40条前段」に沿る、回中<sup>17</sup>及び<sup>18</sup>を経て、回中<sup>19</sup>壬「第40条第3項」や「第40条第1項及び第2項」に沿る、回中<sup>19</sup>を「」、20を「」、21を「」、

	22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求	(請負契約の締結後に請負対象設計・金額を変更した場合に変更後の請負対象設計・金額が2億円以上となる工事を含む。) ○
(一)	請負対象設計・金額が2億円以上の工事を変更した場合に変更後の請負対象設計・金額が2億円以上となる工事を含む。)	○
(二)	請負対象設計・金額 (請負契約の締結後に請負対象設計・金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計・金額 (変更後の場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの)	○
19	同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求	○
(一)	請負対象設計・金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計・金額を変更した場合に変更後の請負対象設計・金額が2億円以上となる工事を含む。)	○
(二)	請負対象設計・金額 (請負契約の締結後に請負対象設計・金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計・金額 (変更後の場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの)	○
20	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求	○
(一)	請負対象設計・金額が2億円以上の工事	○
21	同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定	○
(一)	請負対象設計・金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計・金額を変更した場合に変更後の請負対象設計・金額が2億円以上となる工事を含む。)	○
(二)	請負対象設計・金額 (請負契約の締結後に請負対象設計・金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計・金額 (変更後の場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの)	○
23及び24や定べ、画印は「第44条」や「第43条」上部、画印は右側の記入欄、26や27や28へ、29や30へ	23及び24や定べ、画印は「第44条」や「第43条」上部、画印は右側の記入欄、26や27や28へ、29や30へ	23及び24や定べ、画印は「第44条」や「第43条」上部、画印は右側の記入欄、26や27や28へ、29や30へ
29	同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議	○
(一)	請負対象設計・金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計・金額	○

- 金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額 (変更後の場合を除く。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

25 同規則第49条第1項の規定による設計図

- (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事○  
(二) 請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(三) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  
(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

七

本日はお詫びの意を表す言葉を述べる。お詫びの意を表す言葉を述べる。

- (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの

(二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）  
47,000万円未満の工事に係るもの

九

36 同規則第72条第1項の規定による請負代

- 36 同規則第72条第1項の規定による請負代

(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後  
に請負対象設計金額を変更した場合にあつ  
ては、当初の請負対象設計金額。（二）にお  
いて同じ。）が7,000万円以上の工事（請  
負契約の締結後に請負対象設計金額を変  
更した場合に変更後の請負対象設計金額  
が2億円以上となる工事を含む。）に係  
るもの

(二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象  
設計金額が2億円以上となる場合を除く。  
が7,000万円未満の工事に係るもの

に改め、

約1,000万円未満の工事に係るも

- が1,000万円未満の工事に係るもの

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払

(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後  
に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が7,000万円以上の工事（請  
負契約の締結後に請負対象設計金額を変  
更した場合に変更後の請負対象設計金額  
が2億円以上となる工事を含む。）に係るも  
の

(二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象  
設計金額が2億円以上となる場合を除く。  
が7,000万円未満の工事に係るもの）

件の処分等の決定  
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事  
(請負契約の締結後に請負対象設計金額)

- 件の処分等の決定

を変更した場合に変更後の請負対象設計 金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後 に請負対象設計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計金額（変更後 の請負対象設計金額が2億円以上となる 場合を除く。）において同じ。）が1 億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事 に係るもの	<input type="radio"/>
43を記入し、回表農政課の項第「印中」の次に次のとおり記入せよ。	
6 同法第8条第4項の規定による農業振興 地域整備計画の認可	<input type="radio"/> 地方農林 振興局長
回表紙「農業振興地域整備計画の認可」 印中	
7 の 2 同法第11条第5項の規定による農用 地利用計画の決定に伴う審査の申立てに対 する裁決	<input type="radio"/> 地方農林 振興局長
回表紙「農業振興地域整備計画の認可」 印中	
「 8 同法第13条第2項の規定による農業振興 地域整備計画を変更するための措置をとる べきことの指示	<input type="radio"/>
回表紙「農業振興地域整備計画の認可」 印中	
「 8 同法第13条第2項の規定による農業振興 地域整備計画を変更するための措置をとる べきことの指示	<input type="radio"/> 地方農林 振興局長

8 の 2 同法第13条第3項の規定による農業 振興地域整備計画の変更の認可	<input type="radio"/> 地方農林 振興局長	」を記入し、回表農政課の項第「印中」の次に次のとおり記入せよ。
8 の 3 同法第13条第3項の規定による広域 農業振興整備計画の変更	<input type="radio"/>	
回表紙「農業振興整備計画の変更」 印中		
15 の 2 同規則第23条の規定による研修を受 けることができる者の決定	<input type="radio"/> 農業大学 校長	
15 の 3 同規則第24条の規定による受講願書 の受理	<input type="radio"/> 農業大学 校長	
15 の 4 同規則第25条の規定による受講の許 可	<input type="radio"/> 農業大学 校長	
回表紙「農業振興整備計画の変更」 印中		
16 同法第15条の17の規定による農用地区域 外の区域内における開発行為についての勧 告	<input type="radio"/>	
回表紙「農業振興整備計画の変更」 印中		
16を記入し、回表農政課の項第「印中」の次に次のとおり記入せよ。		
16 同法第15条の17の規定による農用地区域	<input type="radio"/>	
外の区域内における開発行為についての勧 告	<input type="radio"/>	
回表紙「農業振興整備計画の変更」 印中		
17 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="radio"/> 大山農地 開発局長	」を記入し、回表農政課の項第「印中」の次に次のとおり記入せよ。
17 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="radio"/> 大山農地 開発局長	
12 同規則第33条第1項及び第2項の規定に よる措置の要求	<input type="radio"/> 大山農地 開発局長	
回表紙「農業振興整備計画の変更」 印中		

				○
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に変更後の請負対象設計 金額が2億円以上となる工事を含む。)	○	○	○	○
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後 に請負対象設計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計金額 (変更後 の請負対象設計金額が2億円以上となる 場合を除く。)。(三)及び(四)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○	○	○	○
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1 億円未満の工事に係るもの	○	○	○	○
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の 工事に係るもの	○	○	○	○
14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、 第40条後段及び第40条の2第3項 (同規則 第68条第2項において準用する場合を含む。) の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に変更後の請負対象設計 金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの	○	○	○	○
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後 に請負対象設計金額を変更した場合にあつ ては、当初の請負対象設計金額 (変更後	○	○	○	○

回訟中「第39条第3項」や「第39条第4項」に沿る、回訟中「第40条第1項前段」や「第40条前段」に沿る、回訟中17及び18を組み、回訟19中「第40条第3項」や「第40条の2第1項及び第2項」に沿る、回訟中19を17として、20を18とする、21を組む。

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事  
(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの

七

平成9年4月1日 火曜日

県 取 鳥 公

(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) が2億円未満の工事に係るもの)	<input type="radio"/>
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求	<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) が2億円未満の工事に係るもの)	<input type="radio"/>
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定	<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる	<input type="radio"/>

△記入

「  
23改さ24を記べ、回転22、「第44条」や「第43条」は略々、回転22を23へ、26を23へ  
△記入、△記入、△記入、△記入、△記入、△記入」

## 29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議

- (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)
- (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの)

△記入

## 「

## 25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定

- (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)
- (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる

△記入

30枚目 32枚目 33枚目 34枚目 35枚目 36枚目 37枚目 「第66条第3項」や「第66条第4項」は省略、回転印 38枚目 39枚目 40枚目 41枚目 42枚目

では、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）（三において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの

(二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの

○ 大山農地開発局長

37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの

(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの

42 同規則第69条第2項（同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払、（一）請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの

(二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの

○ 大山農地開発局長

43 林業等振興資金金融通暫定措置法」や「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」は省略、回転印の次に次の1回を記入。

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払

(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（二において同じ。）が7,000万円以上の工事（請

○ 大山農地開発局長

44 林業等振興資金金融通暫定措置法」や「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」は省略、回転印の次に次の1回を記入。

六の二 林業労働力の確保に関する法

○

1 同法第4条の規定による基本計画の策定

○

2 同法第5条第3項の規定による改善計画についての計画の認定

○

律(平成 8年法律 第45号) に基づく 知事の権 限に属す る事務	3 同法第6条第1項の規定による改善措置 についての計画の変更の認定	○
	4 同法第6条第2項の規定による改善措置 についての計画の認定の取消し	○
	5 同法第11条第1項の規定による林業労動 力確保支援センターの指定	○
	6 同法第11条第3項の規定による林業労働 力確保支援センターの認可	○
	7 同法第19条の規定による資金貸付業務規 程の認可及び変更の認可	○
	8 同法第20条第1項の規定による事業計画 書及び収支予算書の認可	○
	9 同法第22条の規定による林業労働力確保 支援センターに対する報告書の提出の要求	○
	10 同法第23条の規定による林業労働力確保 支援センターに対する監督命令	○
	11 同法第24条の規定による林業労働力確保 支援センターの指定の取消し	○

同表第1欄林業労働力確保センターの次に次のものと並べて記入。

6 同法第4条第5項(同法第5条第3項及 び第6条第2項において準用する場合を含 む。)の規定による意見の聴取	○
7 同法第4条第6項(同法第5条第3項に おいて準用する場合を含む。)の規定によ る農林水産大臣への報告	○
8 同法第5条第2項の規定による事業計画 の認定の取消し	○
9 同法第6条第2項の規定による協議の受 理	○
10 同法第10条第3項の規定による森林法に に基づく森林施業計画の認定の取消し (一)二以上の地方農林振興局の管轄区域に 係るもの (二)(一)以外のもの	○ ○ ○
11 同法第16条の規定による報告の要求	○

六の三 木 材の安定 供給の確 保に関する 特別措 置法(平 成8年法 律第47号) に基づく 知事の権 限に属す る事務	1 同法第2条第1項の規定による指定地域 の指定	○
	2 同法第2条第2項の規定による指定の公 表	○
	3 同法第3条第1項の規定による指定地域 の区域の変更又は指定の解除	○
	4 同法第3条第2項の規定による変更又は 解除の公表	○
	5 同法第4条第4項(同法第5条第3項に おいて準用する場合を含む。)の規定によ る事業計画の認定	○

同表第1欄林業労働力確保センターの次に次のものと並べて記入。  
 条第3項」や「第3条第5項」などを「第5条第2項」や「第5条第4項」  
 「第3条第5項」や「第3条第7項」などを「第5条第2項」や「第5  
 条第4項」や「第3条第8項」や「第3条第10項」などを「第5  
 条第2項」や「第5条第4項」などを「第5条第2項」の次に次のものと並べて記入。

8の2	同法第7条の3第1項の規定による 防除実施基準の策定及び変更	<input type="radio"/>				
8の3	同法第7条の5第1項の規定による 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の 区域の指定及び変更	<input type="radio"/>				
8の4	同法第7条の6第1項の規定による 樹種転換促進指針の策定及び変更	<input type="radio"/>				
8の5	同法第7条の7の規定による森林組 合等に対する樹種転換の促進のための助言、 指導及び勧告			<input type="radio"/>	地方農林 振興局長	
8の6	同法第7条の8の規定による樹種転 換を促進すべき特定森林の公表	<input type="radio"/>				
8の7	同法第7条の9第1項の規定による 地区防除指針の策定及び変更	<input type="radio"/>				
12	同規則第33条第1項及び第2項の規定に よる措置の要求	<input type="radio"/>				
13	同規則第36条第7項、第37条後段、第39 条第5項、第40条後段及び第40条の2第3					
14	同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="radio"/>				

「	別表第一「森林保全課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表水産課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同表漁港課の項第一項中「漁港工事を「漁港整備事業」に改め、「漁港整備事業」の次に「及び沿岸漁場整備開発事業」を加え、同項第一項中「漁港工事」を「漁港工事等」に改め、2及び3を削り、4を2とし、5から13までを二号ずつ繰り上げ、
14	同規則第33条の規定による措置の要求

			項の規定による工期又は請負代金の額の変更
(一)	○	○	○
(二)	○	○	○
(三)	○	○	○
14	同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項（同規則第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定	○	○
(一)	○	○	○
(二)	○	○	○
(三)	○	○	○

に改め

	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事 に係るもの	<input type="radio"/>
回 <sup>ル</sup> 「第39条第3項」又は「第39条第4項」に該する、回 <sup>ル</sup> 「第40条第1項前段」又は「第40条前段」に該する、回 <sup>ル</sup> 「第40条第3項」又は「第40条第1項及び第2項」に該する、回 <sup>ル</sup> 「第40条第3項」又は「第40条第1項前段」又は「第40条前段」に該する、回 <sup>ル</sup> 「第40条第3項」又は「第40条第1項及び第2項」に該する、回 <sup>ル</sup> 「第40条第3項」又は「第40条第1項前段」又は「第40条前段」に該するもの	<input type="checkbox"/>	
「22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
「19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るものの	<input type="radio"/>
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

23 改訂 24を記す、回印は「第44条」から「第43条」に読み替わる。回印は「第43条」から「第44条」へと記す。  
27を記す、28を記す。

26を記す  
23

29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事	<input checked="" type="checkbox"/>

(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)

に係るもの

- (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当時の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) (三)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

- (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

30 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事	<input checked="" type="checkbox"/>

(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)

に係るもの

- (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当時の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) (三)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

- (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

に係るもの

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事	<input checked="" type="checkbox"/>

(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)

に係るもの

- (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当時の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) (三)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

- (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事	<input checked="" type="checkbox"/>

(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)

に係るもの

- (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当時の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) (三)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

- (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

に係るもの

(一) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当時の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) (三)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

43を記す、回印は「木船共済の原稿」に記す。43を記す、44を記す、45を記す、46を記す、47を記す。

平成9年4月1日 火曜日

鳥取県公報

「14 同規則第33条の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>		
「12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>		
「13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上上の工事に係るもの	<input type="radio"/>	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>		
「22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>		
「19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>		
「14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項 (同規則					
イ 請負代金の額の変更	<input type="radio"/>	ロ 工期の変更	<input type="radio"/>		

29	同規則第48条第5項の規定による費用の に係るもの	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るも の	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るも の			
20	同規則第42条第2項の規定による通常必 要とされる工期に満たない工期への変更の 要求	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 に係るもの	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事 に係るもの	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るも の	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るも の	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るも の
21	同規則第42条第3項の規定による請負代 金の変更及び必要な費用の負担の決定	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 に係るもの	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事 に係るもの	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るも の	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るも の	

に改め

に改め

b-33

25 平成9年4月1日 火曜日

23及び24を削り、同号25中「第44条」を「第43条」に改め、同号中25を22とし、  
27を24とし、28を削り、26を23とし。

29 同規則第48条第5項の規定による費用の

平成9年4月1日 火曜日

鳥取県公報

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

43を述べ、同表細則の項線由ゆせんとてらやね述べ、回ゆのせ「土地開発公社」や「県土地開発公社」の名を、回ゆのせ「規定による」の次に「県土地開発公社に対する」や述べ、回ゆのせ「規定による」の次に次のとおり述べ。

六 駐車場 法 (昭和32年法律第106号)	1 第12条の規定による路外駐車場の設置及び変更に係る事項の届出の受理	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
に基づく知事の権限に属する事務 (町村の区域に係)	3 第13条第4項の規定による管理規程に定めた事項の変更の届出の受理		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 第14条の規定による路外駐車場の供用の休廃止及び再開の届出の受理		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

るものに限る。) 6 第19条第1項の規定による是正のために必要な措置の命令及び路外駐車場の供用の停止の命令	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 第19条第2項の規定による弁明のための訴訟の提出の機会の供与	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
る旨の記載の項線由ゆせんの次に次のとおり述べ。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9の2 同法第65条第1項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9の3 同法第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

別紙第1-1-長瀬町の項線由ゆせんの次に次のとおり述べ。

10の2 同法第66条の規定による事業所地の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10の3 同法第67条第2項の規定による土地建物等を買い取るべき旨の通知	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10の4 同法第68条第2項の規定による買い取るべき土地の価格の協議	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10の5 同法第80条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は必要な勧告若しくは助言	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

別紙第1-2-長瀬町の項線由ゆせんの次に次のとおり述べ。

		14 同規則第33条の規定による措置の要求
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	○	
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	
(1) 空港整備事業に係るもの	○	
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
		12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	○	
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	
(1) 空港整備事業に係るもの	○	
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
		13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○	
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	○	
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの	○	

を

	(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るものの イ 請負代金の額の変更 ロ 工期の変更	○	○	○
14	同規則第36条第7項後段、第37条後段、 第40条後段及び第40条の2第3項（同規則 第68条第2項において準用する場合を含む。） の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 に係るもの	○	○	○
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事 に係るもの	○	○	○
(1)	工事費が1億円以上の工事に係るも の	○	○	○
(2)	工事費が1億円未満の工事に係るも の	○	○	○

回函<sup>15</sup>中「第39条第3項」に「第39条第4項」<sup>16</sup>を記す。回函<sup>15</sup>中「第40条第1項前段」に「第40条前段」<sup>17</sup>を記す。回函<sup>17</sup>及び<sup>18</sup>を組み、回函<sup>19</sup>中「第40条第3項」に「第40

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求	
(一) 請負対象設計・金額が2億円以上の工事に係るもの	○
(二) 請負対象設計・金額が2億円未満の工事に係るもの	○
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	○
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	

(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
」	
19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
」	
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
23及び24を除く、回転母子「第44条」や「第43条」に沿う、回転母子を除く、26を23へ、27を24へ、28を29へ	

29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議	
」	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
」	
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定	

25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定	
」	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定	
」	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

30及び31を除く、32を33へ、33を34へ、34を35へ、35を36へ、36を37へ、37を38へ、38を39へ、39を40へ、40を41へ、41を42へ、42を43へ、「第66条第4項」に沿う、回転母子33を34へ、40を34へ、41を35へ、45を46へ

42 同規則第69条第2項（同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払工事に係るもの	○	鳥取県立みどり交流館
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	○	3 同条例第5条の規定による必要な措置の設置及び管理に係るもの
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	4 同条例第6条の規定による利用の許可の申請する条例（平成9年3月5日鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務
(1) 空港整備事業に係るもの	○	5 同条例第8条の規定による使用料の減免
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	○	6 同条例第3条の規定による利用の許可の申請する条例（平成9年3月5日鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務

〔 36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払

(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
(1) 空港整備事業に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	○	鳥取港湾事務所長

〔 37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○	鳥取港湾事務所長
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	鳥取港湾事務所長

〔 38 同規則第33条の規定による措置の要求

〔 39 同規則第33条の規定による措置の要求

(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	○	鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの
(1) 建築工事に係るもの	○	鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○	鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの
ロ イ以外のもの	○	鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの

43 やるべき回復母線へゆく次の「ゆくべき」。

		(口) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長	○ 米子土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長
		(2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	○ ○	○ ○
		ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○ ○	○ ○
		(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの	○ ○	○ ○
		a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長	○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
12 同規則第33条の規定による措置の要求		(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○ ○	○ ○
		(1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの	○ ○	○ ○
		(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長	○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長
13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更		(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○	○ ○
		(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○ ○	○ ○
		イ 工期の変更 (イ) 建築工事に係るもの a 請負対象設計金額が7,000万	○ ○	○ ○

円以上の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
b 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
(a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
(b) (a)以外のもの	<input type="checkbox"/>
i 土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="checkbox"/>
ii 鳥取土木事務所及び郡家域に係るもの	<input type="checkbox"/>
iii 米子土木事務所及び銀雨水木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="checkbox"/>
(口) 故障工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
a 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
b 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
(a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
(b) (a)以外のもの	<input type="checkbox"/>
i 土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="checkbox"/>
ii 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="checkbox"/>
iii 米子土木事務所及び銀雨水木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="checkbox"/>
口 請負代金の変更	<input type="checkbox"/>
14 同規則第36条第7項、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定	<input type="checkbox"/>

回函12号 「第39条第3項」 より前記、回函13号 「第40条第1項前段」 より「第40条前段」 に沿る、回函12号 「第40条第3項」 より「第40条第1項及び第2項」 に沿る、回函13号 「第40条第1項」 に沿る、

## 「同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求」

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの | <input type="checkbox"/> |
| (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの | <input type="checkbox"/> |
| (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの      | <input type="checkbox"/> |
| (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの      | <input type="checkbox"/> |

」

## 「同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求」

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの | <input type="checkbox"/> |
| (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの | <input type="checkbox"/> |
| (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの      | <input type="checkbox"/> |
| (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの      | <input type="checkbox"/> |

19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>

14 同規則第36条第7項、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

14 同規則第36条第7項、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

14 同規則第36条第7項、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------



イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの		<input type="radio"/>
ロ イ以外のもの		<input type="radio"/>
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの		<input type="radio"/>
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの		<input type="radio"/>
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの		<input type="radio"/>
(2) 設備工事に係るもの		<input type="radio"/>
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの		<input type="radio"/>
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの		<input type="radio"/>
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの		<input type="radio"/>
(ロ) (イ)以外のもの		<input type="radio"/>
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの		<input type="radio"/>
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの		<input type="radio"/>
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの		<input type="radio"/>
36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払		<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの		<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		<input type="radio"/>
(1) 建築工事に係るもの		<input type="radio"/>
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定		<input type="radio"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		<input type="radio"/>
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		<input type="radio"/>

43 やはり、回振せば課の課業にゆきへ及ぶるやうに、やまへる、のたむづれだよ。14  
いはせに上を

14 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="radio"/>				
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 建築工事に係るもの	<input type="radio"/>				
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>				
ロ イ以外のもの	<input type="radio"/>				
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
(ロ) 倉吉土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
(2) 設備工事に係るもの	<input type="radio"/>				
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>				
ロ イ以外のもの	<input type="radio"/>				
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				

12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求	<input type="radio"/>				
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 建築工事に係るもの	<input type="radio"/>				
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>				
ロ イ以外のもの	<input type="radio"/>				
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
(2) 設備工事に係るもの	<input type="radio"/>				
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>				
ロ イ以外のもの	<input type="radio"/>				
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>				

13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3

項目の規定による工期又は請負代金の額の変更	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	○
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○
イ 工期の変更	
(イ) 建築工事に係るもの	○
a 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	○
b 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○
(a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○
(b) (a)以外のもの	○
i 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○
ii 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○
iii 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○
ロ 設備工事に係るもの	○
a 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	○
b 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○
(a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○

に改め

		(b) (a)以外のもの
i	鳥取土木事務所及び郡家 土木事務所の管轄区域に係 るもの	○鳥取土木 事務所長
ii	倉吉土木事務所の管轄区 域に係るもの	○倉吉土木 事務所長
iii	米子土木事務所及び根雨 土木事務所の管轄区域に係 るもの	○米子土木 事務所長
□	請負代金の変更	○
14	同規則第36条第7項後段、第37条後段、 第40条後段及び第40条の2第3項（同規則 第68条第2項において準用する場合を含む。） の規定による必要な負担の決定	○
(一)	請負対象設計金額が2億円以上の工事 に係るもの	○
(二)	請負対象設計金額が2億円未満の工事 に係るもの	○

回町15号「第39条第3項」から「第39条第4項」に沿る、回町16号「第40条第1項前段」から「第40条前段」に沿る、回町17号及び18号通り、回町19号「第40条第3項」から「第40条の2第1項及び第2項」に沿る、回町19号から21号通り、20号18号通り、21号通り

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求	(一) 請負対象設置金額が2億円以上の工事	○
-----------------------------	-----------------------	---

平成9年4月1日 火曜日

群公県取鳥

に係るもの	
(一) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

  

19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

〔 23及び24を除べ、回転母子「第44条」や「第43条」に沿ひ、回転母子23を、24を23へ、27を28へ、28を29へ、 〕	
29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

  

〔 25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 〕	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

〔 26及び27を除べ、回転母子「第44条」や「第43条」に沿ひ、回転母子26を27へ、27を28へ、28を29へ、 〕	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>

「42 同規則第69条第2項（同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払	
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 建築工事に係るもの	<input type="radio"/>
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>
ロ イ以外のもの	<input type="radio"/>
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 設備工事に係るもの	<input type="radio"/>
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>
(ロ) (イ)以外のもの	<input type="radio"/>
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>

「36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払	
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(1) 建築工事に係るもの	<input type="radio"/>
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>
ロ イ以外のもの	<input type="radio"/>
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>
(2) 設備工事に係るもの	<input type="radio"/>
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	<input type="radio"/>
(ロ) (イ)以外のもの	<input type="radio"/>
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/>

b 倉吉土木事務所の管轄区域に 係るもの	<input type="radio"/> 倉吉土木 事務所長
c 米子土木事務所及び根雨土木 事務所の管轄区域に係るもの	<input type="radio"/> 米子土木 事務所長
37 同規則第72条第7項の規定による当該物 件の処分等の決定	
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 に係るもの	<input checked="" type="radio"/>
(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円 未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事 に係るもの	<input type="radio"/>

43を削る。

附則に次の二項を加える。

- 5 当分の間、第六条及び第十二条の規定にかかわらず、東部健康福祉センター所長及び西部健康福祉センター所長は、別表第一の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部及び西部健康福祉センター日野地域保健福祉部に係るもの処理については、それぞれ東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部長及び西部健康福祉センター日野地域保健福祉部長に当該職員の名において決裁させるものとする。

## 附 則

- この規則は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一港湾課の項中第八号の次に一号を加える改正規定は平成九年七月一日から、同表福祉保健課の項に一号を加える改正規定は平成九年十月一日から施行する。